

委員長 ちよっとお伺いさせていただきます。 (12時55分)

民生費、衛生費の70ページから99ページです。10人も質問者がいますので、1人2問で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

(「しょうがないな」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。それでは民生、衛生費を、これより質疑をさせていただきます。質問の方。

石内委員 それでは77ページ。老人クラブ運営補助事業ってことで、今回、老人クラブがシニアクラブって名称変更という話を聞いたんですけど、ここで何か具体的に中身の変更等はあるのか、それにしても費用ってというか予算が30万3,000円で去年よりもまた少なくなってるんですね。確かに若い人とか女性とかいろんな施策が出てるんですけど、老人クラブそのものの今の参加人員、たしか、かなり減ってるっていうようなうわさを聞いてるんですが、その辺の状況を含めて、お答えをお願いしたい。

それともう1つは97ページ。97ページで動物愛護関係のあれがあるんですが、以前ですね、去年だったと思うんですが、野良猫の調査を職員の方がやってたような気がするんですけど、その結果報告がどんな形でされたのか、その辺についてその状況とそれのいろんな対策についてお伺いしたいと思います。

委員長 はい、まず老人クラブ回答者。はい、どうぞ。

福祉課係長 先ほどの石内委員の老人クラブの補助金に関してですけれども、老人クラブ、現在、地域単位は5カ所の老人クラブが活動している状況です。来年度につきましては寄の老人クラブが解散に追い込まれているような状況があるんですが、できるだけ活動していただきたいということで申し入れをしているところでして、老人クラブ連合会としても29年4月以降に関しては単位老人クラブを中心にではなく、町内全域を対象として老人クラブ活動を進めていきたいということで、4月の広報にも町内全域に周知をするような形で活性化会議というものを開きまして検討を重ねてまいりました。29年4月から名称についても、松田老人クラブ連合会っていう名称を、老人という言葉についてやっぱりいろいろ思うところがある方もいらっしゃるということで、松田シニアクラブということで名称も変更す

るということで、シニアクラブ松田ですかね、変更するという事で活動を再開する方向で老人クラブさんを中心に動いている状況になっています。この運営費補助金に関しては県の補助事業になっておりまして、このうちの3分の2が県からの補助をいただいているものになっています。老人クラブ補助事業の一番上ですね、地区老人クラブ育成補助金に関しては老人クラブ単位1クラブに対してという形になっていますので、寄の老人クラブが29年4月以降廃止となった場合には、ここの金額も実績としてはさらに減るような状況にはなっていますので、そういった老人クラブがどんどん衰退しないような形でこちらも支援していければと思っています。

委員長 野良猫。

環境上下水道課係長 質問にお答えします。野良猫の調査の関係なんですけど、自治会の環境美化推進委員のほうへ来年度の予算をとる関係で、去勢・避妊の手術を受ける猫の頭数を確認し、提出していただいたような次第でございます。

石内委員 老人クラブの関係については、回答ありがとうございます。ちょっと再度お願いしたいんですが、最盛期、老人クラブというのは何人ぐらいいて、どのくらいの推移で下がっているのか、その辺の資料があればお伝えいただきたい。

福祉課長 最盛期の人数まではちょっと記憶をしていないんですけど、今現行、全体の会員さんが300でございます。昭和59年に発足されて、かれこれ30年以上活動されてこられていますけれど、クラブ数がだんだん減っていったところからもう会員さんが減ってきております。やっぱり新しい会員さんが入っていただくというところがポイントになるかと思っておりますので、おおむね60歳以上からは御加入いただけますので、ぜひ該当される方は御加入のほうをお願いしたいと思っております。以上でございます。

石内委員 確かに、うちの地域でも入ってる人、少なくなっちゃってるんですね。だから、どういう形で、存続させるのか、それとも衰退を待ってるのか、どっちかというところと衰退を待ってるような状況にしか見えないんで、せっかくこの名前を変えて中身を何とかしようという気持ちが見えるんですけども、具体的にじゃあ今年度、何か新しい形で考えられてるのかどうか。そんなものがあれば再度お聞きしたいと思っておりますけど。

福祉課係長 29年度に関しては、今まで単位クラブだけで活動していた内容を地域全体で活動できるように、周知に関しては広報・おしらせ号を活用して、地域の方どなたでも参加できるような形で、クラブに属さなくても連合会の直轄会員という形で活動していただけるように、事業に参加していただけるようにということで、クラブ全体、大きくとらえて、町内全域という形でとらえて活動を進めていくというふうに向っておりますし、その支援をしていく予定になっています。

委員長 いいですか。

石内委員 はい、いいです。

平野委員 83～4、5あたりの、ちょっとこの辺全部関連するのかなと思うんですけども、保育園、それから学童、それからファミサポ、要するに子育て支援の関係なんですけれども。まず、この保育園がことし増設予算がついていますけれども、とてもそういうふうにしなきゃいけないほどすごい増加をしていて、一方で、教育のほうになっちゃうけど、幼稚園のほうはちょっと減っているのかな。預かり保育をやっても、なかなか減っている感じで、その辺のすみ分けがどうなっているのかが気になって、特に近隣の、例えば小田原なんかの保育園事情が非常に厳しいところが聞こえてきている中で、松田はそういうふうな声そんなに聞こえなくて、ルールもそんなに厳しくないなというふうに思っているんですね。近隣のだと、例えばパートタイムだと優先順位がすごい下がるとか、何かすごい点数制というのがあって、すごいみんなそれで何点、何点ってその持ち点を上げるのに一所懸命、苦勞している状態なんですけど、そういうところは、松田ではそこまで聞いてないなということがあって、その辺、だから、すみ分けが気になることと、それが結局、年をとっていくと学童保育に移っていくというところで、やっぱり学童保育も、その年代になると結構フルタイムの親も多いんですが、パートタイムの親もまだいて、その辺の就労ルールもどうなっているのかが、ちょっと気になっているところです。さらにもうちょっとそれより若い、ちっちゃい子がファミサポにつながっていくと思うんですけど、このファミサポに関しては91ページのほうの助成金は減少しているのに、利用がどうなっているのかなと。これ基本的に相互扶助だと思うんですね、会員同士の。だけど委託としては、この子育て支援ファミリーサポート事

業委託料の中では1,200万出ているわけで、その辺の関係がちょっとよくわからなくて、ちょっと混ざってしまって煩雑なあれですが、よろしくお願ひします。

子育て健康課課長補佐　今の御質問についてですが、まず1つ目、保育園に関してということなんですけども、確かに御承知のとおり、ゼロ歳から5歳の保育ニーズというのが非常に高くなっているという中で、先日、3日の全員協議会の中でも保育園増築の説明を課長からさせていただきました。状況からするとですね、やはり全体的に就労者、共稼ぎといひましようか、御家庭で保育ができない状況にある子供が多くなっているということは現状ござひます。近隣におひても、例えば隣の大井町は昨年4月から分園をつくりましたが、既に満杯状態。ことしの4月から開園する開成町の新しく新設される保育園についても定数をかなり超えた受け入れをせざるを得ない状況にあるということで、全体の中では非常に保育ニーズが高まっひている中でござひます。その分、3・4・5歳が幼稚園に行くかという中では、幼稚園のほうでも一時預かり等を少し拡充している中で、受け入れを行っひているという現状がござひます。

また、全体のすみ分けといひますか、困窮度という言い方でですね、どのぐらい御家庭で保育ができない状況にあるのかというのは各市町村の中でですね、点数制を設けた中で判断してるところがござひます。ただ、松田の場合はですね、基本的にそこは就労の状況がひとつ大きくありますが、例えばお勤めをこれから探してると、状況とすると月48時間を超えた就労日数がある場合には受け入れができると。これは市町村によってそれぞれ、さまざまなんですけど、松田は最低ラインの48時間があればいいというところがござひます。また、お勤めされてなくてもハローワーク等で求職活動中であるという方も、これは全国的に、家庭で保育ができない状況のひとつにあるということにはござひます。ただ、お勤めされてる方ではなくて、常勤的にお勤めされてる方ではなくて、求職活動がどれほど必要なのか、毎日毎日必要なのか、それとも、そうじゃなくて週に1回2回、そういう時間があるということがあるのかどうか、そこら辺は個々の御事情をお聞きしながら、場合によっては一時預かり等の利用で保育園の入所そのものがどこまで必要なのかということは、保育料の試算をしながら

ら個々に各御家庭とお話をしながら利用の調整に図っているというような状況がございます。

それと、済みません。学童保育についても同様な形で、基本的には放課後児童という言い方なんです、学校終了後の放課後で御家庭に保護者等がない状態の中で、そういう家庭の児童が利用されるという中では、やはり就労ということがひとつ大きなものになるかと思えます。ただ、やはり小学校6年生まで拡充した中では、高学年になってくると家でも留守番ができるとか、そういったことで利用されない方が多いと。ただ、保育園の利用が多い中では、新1年生の利用は非常に多くなっているというところがございます。

それと、ファミサポについてなんです、ファミサポについてもですね、やはり核家族化といいましょうか、済みません、やはり保育所以外の利用以外、例えば学童の迎えに行くのに下のお子さんをちょっと面倒見てほしいとか、そういった単発的なものからですね、買い物とかの外出ですとか、そういった御事情の中で御利用される方が多くなっているというところでは、依頼会員といいましょうか、それを願う側と、逆にそれを支援して受け入れる側というところが年々多くなってきているということで、数字で言いますと27年度は333名いたのが、28年度は途中の段階ですが366名ほど、ふえてると。全体としては利用される方がふえてるというような状況ではございます。全体的にはそういうような状況、済みません。

平野委員 就労するっていうのは、基本的に保育園も学童も条件であるということはわかったんですが、その48時間というのは週ですか、月。月ですよ。何か、ホームページ見て、あれ、見間違いかなって思ったんですよ。月48時間ってすごく緩いと思って。ちょっと思っちゃったんですけど、それだったら幼稚園の預かりでも大丈夫なのかなって思ったりしたんですけど、その辺がだから、幼稚園を選ばず保育園を選んでいる、こっちの増加につながっているっていうその大きな要因ではないかと思うんですが、そのあたりはどういうふうな、何かアドバイスをされたりはしてるんですか。

子育て健康課課長補佐 おっしゃるとおり、国で定めるものとする、120時間超えるか超えないかで保育を利用できる時間数が変わるんですね。48時間から96時間の間で市町村

が定めていい、定めなさいというようなものがあって、松田は48時間というようなことでやってる状況でございます。その中で、確かに就労状況はその雇用主からの証明書に基づいて確認をするんですが、どれほど必要なのか、時間的にもどうなのかということもありますので、それは個々の状況等で、それぞれお話をさせていただく中で、どのぐらいの必要性があるのかどうか、御希望に沿う形で、場合によっては幼稚園のほうが利用ができるんじゃないとか、そこら辺も含めてトータル的に、その御家庭に必要な保育がほかにもあるのかどうかということ、今、現状として保育園が多いことは多いものですから、そこら辺は利用調整という形の中で、そういった利用もできますよということはおアドバイスさせていただきながら適切な利用形態をとっていただくような形をお願いしてるというような状況です。

平野委員　そうですね。それで、これは私、けしからんっていうふうな意味とは、ちょっととらえなくてほしくて、これだけすごく、要するに、何ていうかサービスがすごい、すごいなって逆に思ったんですね。ちまたがあれだけ苦勞しているのに、松田はすごいなって思ったんですよ。いっそこれをもうちょっとアピールして行って、先ほどの少子化担当の鈴木課長がおっしゃったような、ああいふプロジェクトも入っている中では、ものすごくアピールする点なんじゃないかと逆に思ったんですよ。だから、そうはいつでもね、幼稚園だってどんどん減ってしまうとすごい寂しくなってしまうので、やっぱりその辺はちょっと、幼稚園の魅力をもっと伝えてほしいんですね。例えば、前ちょっと課長が言っていたような、森の幼稚園みたいな何か試みをやるとか、何かそれはアピールで幾らでもなるなと思うんですけど、やっぱり働こうと思っている女性に対しては圧倒的に保育園が、魅力度が高いのが実情だというのは私もわかっていて、学童もそうで、やっぱりその辺はむしろ、利用抑制をかけるというよりは、せっかく増設もすることだし、どんどんアピールして、本当、だって小田原だってみんな悩んでる人あんなにいますので、もっとアピールして、来てよって、松田に住んでよってというふうに、逆に持っていけないのかななんて思ったんですけども、その辺のアピールなんかは考えてらっしゃらない。アピールすると、もうパンクしちゃうのか。

子育て健康課課長補佐 済みません。私のほうでお答えできるかどうか、ちょっとわかりませんが。基本的には、やはり定住の関係も含めて子供が多く住むような町、そのためには保育もそうですけども、ゼロ歳から5歳までの受け皿をどれだけ確保できるかというのが大きな課題ではあります。確かに、おっしゃるとおり、いろいろと規律的な部分は比較的安く抑えてる中では利用者が多くあるということも、確かにおっしゃるとおりかなと思います。ただ、その中で、やはり今、現状としても、さくら保育園だけでもかなり人数が多くあると。ただ、それは町の方針も含めて、法人のほうも十分理解した中で、なるべく何とか保育所を確保して、必要な面積の範囲内であれば、どうにか受け入れるよという中でこれまでやってきたというところがございます。確かに、ほかの、特に市レベルについては待機児童も出てるという中では、そういった方の受け入れ等も当然、広域利用の中ではしていかなきゃいけないところではあります。まず人を呼び込む形の手段の一つとして、どこまでそういった御家庭を受け入れるだけのものが用意できるかというのは、これはこれから先、今後とも必要になってくる町の課題なのかなというように思っております。以上です。

平野委員 そういう方針と一緒に考えて、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

南雲委員 83ページ、同じところなんですけど、学童保育、下の5番のところの学童保育運営事業の中の臨時雇用賃金が1,561万7,000円ということで去年より170万円ぐらい減ってるんですけども、この要因は何か教えていただきたいと思ひます。

子育て健康課課長補佐 委員御指摘の学童保育運営事業の賃金については、これは昨年4月の人事異動の中で、幼稚園教諭をこちらの子育て健康課のほうに配属していただいたという中で、学童保育に関する事務的な部分等も含めて、また、状況によってはですね、そこに、学童保育の中に入って支援活動をやりながら統括的な形で、学校の連携等も含めて行っているという中で、その分、これまで見ていた賃金の部分が減額になったと。また、それ以外にも土曜日ですとか夏休みの利用の中で本来確保すべき、支援員という言い方をするんですが、支援員の数が、必

要がない状況、利用者が、利用児童が少ない日、土曜日は比較的少ないということがこの1年の中でございました。そういった中で、人数を、少ない中で対応できるという判断をしたときには減らしてというところで、その分の賃金の減額になってございます。大きくはその2点の要因でございます。以上です。

南 雲 委 員 実はですね、夏休みにプールを私、希望したところ、やはり予算の関係もございまして、プールだけが学童ではないということで見えた場合、やっぱり学童の内容の充実ということをおね、ちょっとすごく考えていただきたいというのがありまして、長い子ですと朝7時半から夜の7時まで預かるわけですね。そうすると12時間近いわけですね。その中で、私ちょっと見学行かせていただいたときに、教室の中がZの形でテーブルを置いて、子供さん、児童が暴れられないようにしてあったり、あと、お昼寝の時間があるんですって。それで何かちょっと、学童行ってる子に何人か聞いたら、お昼寝がとっても嫌だっていう答えがいっぱい返ってきたんですね。それで、今、実際に子育て健康課と、あと小学校教育のノウハウを御存じのね、方が一緒に話し合う機会というのを持っていられるかどうかお伺いしたいと思います。

子育て健康課課長補佐 そうですね、学童保育については、特に、今、お昼寝の話がございました。これは、ことしの夏休みから、夏休みだけの利用の拡充というところで図ったところでございます。そういった中で、やはり学校の仕組みとは違って、朝から夕方まで学年も違う中で、カリキュラムに沿ってというところがなかなか、授業が時間的にあるとあってそういうことがない中で、いろいろとやっぱり子供も気持ち的にはかなり興奮するではないですけど、遊ぶ気持ちも強くなって、やはり低学年の子は特に疲れるというところがあって、ことし初めて午睡ということで昼寝っていうんですかね、午睡の時間を設けたところなんです。そういったところ、やはり低学年の子はそういった時間で静かにしてるので、かなりぐっすり寝る子もいる。ただ、学年が5年生6年生になると、最初はよかったんですけど、だんだん、もう昼寝はいいよというような子もいるという中では、後半は、そういった子は静かに読書なり、何々するなりっていうことで利用を、そういった指導の仕方をしながら運営してきたというのが事実でございます。

小学校との連携については、特に、俗にいう気になる子を中心として、それは何でしょう、（「短く」の声あり）はい。小学校の教頭先生初め、担任の先生と連携を図りながら学校の生活態度等も含めて連携を図っていると。先生もたまに学童保育を見に来てるといふようなところがございますので、連携を図ってございます。

南 雲 委 員 前、一般質問のときに寺小屋をね、どうですかという事でお伺いしたんですけれども、あのときクーラーが入ってないということで生涯学習のほうに移られたってことなんですけど、今回入りますよね、クーラーが。小学校のほうは。入りません。ことしは。あ、入らないんですね。あ、わかりました。じゃあ、あの、よろしいです。ありがとうございました。

飯 田 委 員 ページ数が95です。この中に有害獣防止柵設置材料費補助金があるんですけど、この件についてお尋ねします。昨年、当初予算が45万から、今年度当初予算240万にふえてます。それで、補助要件の緩和がなされたことと、あと、シカとかイノシシの被害が大きいためかなと思うんですけど。この前ちょっと聞いた話ですと防護柵の設置補助金をですね、1件20万円以内に抑えてくれというふうなことで、1メートル1,500円の補助金が出るんですけど、150メートルの周囲をですね、150メートル防護柵をね、全部囲わないうちに1,500円だとね、いっちゃうというふうなことなんですけど、これはそういうふうに今度決まったんでしょうか。ちょっとその辺を、御説明をお願いします。

観 光 経 済 課 係 長 今、飯田委員の御質問なんですけど、今、現状の要綱としましては1メートル当たり1,500円という枠組みになっております。これに関してですね、今、内部の中で、もうちょっと現実的に即した要綱に変えようではないかという話が出ておりますので、早急にその作業をやっているところなんですけど、また変わったときにはですね、またお示しできるような形でとらせていただきたいと思います。現状、今の段階としてはメートル1,500円という枠組みで変わりはありません。以上でございます。

飯 田 委 員 1件20万円以内に抑えるっていうのは、これは実際にそういうふうな指導か何かされてるわけですか。

観 光 経 済 課 係 長 そのように、はい、申請時には今の段階では指導してる状況でございます。

飯 田 委 員 わかりました。

委 員 長 わかった。

中 野 委 員 やはり鳥獣防除対策事業についてお聞かせいただきたいと思います。2点ほどございます。今、全国のどの自治体でも、この有害鳥獣対策ということに頭を悩ませて、国や県もやっとう重い腰を上げてくれたというのが実態でございます。それで、この松田町におきましても防除この対策事業並びにハンター育成事業で680万という大きな予算づけをされているということでございまして、猟友会の皆様方については非常にありがたい措置であろうと思うわけでございますが、ふやされている中でですね、1点減っている委託料、有害駆除、鳥獣駆除委託料が40万から20万と減っています。半分になってるわけですね。これは寄支部と松田支部とで年間10万、10万ということであると思うんですが、なぜここを半分にしたのかということが1点。それでもう1点、ハンター育成事業ということで、これ新規事業ですね。300万がついております。ハンター育成といいましても、そうたやすいことではございません。狩猟免許の取得補助金、25年度は3人、対象者。26年が1人、27年がゼロ人ということでございましたね。したがって、それから考えてみますと300万もつけて何をやるのかと。ハンターの育成を。その2点について、具体的にね、ハンター育成は。その2点についてお聞かせください。

観光経済課係長 まず、中野委員の1点目の御質問なんですが、猟友会の駆除委託料の削減についてなんですが、こちらはですね、実は松田町鳥獣被害対策協議会というのがございまして、そこにですね、今、国のもですね、鳥獣被害防止総合対策交付金事業という国庫補助金がございまして、そこを、補助金をもらうためには町の、市町村の会計ではなく、協議会の会計にお金が落ちるといいう仕組みになります。町の予算書上は、表向きには出てきませんが、協議会の中にお金が入るといいう仕組みじゃないと国庫がもらえないという、そういう性質の補助金でございます。実際にですね、10万、10万のカット、合計20万を減らしたかわりにですね、有害駆除対策の備品としまして190万、約200万弱のお金とですね、それから捕獲に対して1頭8,000円を、これを松田・寄両方合わせて130頭の上限を見込んで104万円、合わせて290万、約300万弱のお金を国庫補助金で、協議

会へお金を落とそうという、こういう仕組みも考えておるところです。ですから、お金の、予算書上には、表向きにはちょっと出てきませんが、そういったプラスのお金が協議会には入ってくるということで、協議会経由で猟友会には入ってくるという流れになります。

2つ目のハンター育成事業に関しましては300万をつけさせていただいたところなんですけど、2つ、大きなことを考えておりまして、1つ目は捕獲講習会の実施。今の、現在の捕獲講習会ですとか、あと、被害対策講習会というのをやっておるところなんですけど、1、2回の講習会だけではあれなので、捕獲従事者をふやすために講習会をまた新たに開催しようということで考えておるところでございます。やっぱり女性ですとか若者のそういった方々のハンターを獲得しなければいけない。猟友会をどんどん未来へ存続させるためには、そういった若手の、担い手じゃないですけど、そういった方々の、新規で取り込むことも考えなければならぬと、このように考えておるところでございます。2つ目はですね、ハンター育成のための捕獲態勢の構築の検討会、こういったものをちょっとやろうと思っております。新規ハンター育成の態勢の構築のためにですね、役場とか猟友会さんとか、農業委員会の関係者の方々とで討論会を開催しようと考えておるところです。また、とめ刺しとかについてですね、猟友会とか農家さんの連携について構築をしていきたいと、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

中 野 委 員 まず1点目の、備品が190万、それと捕獲に対して1頭8,000円ですね。備品の190万は多分、発信機等を予定されてると思うんで、それはそれで結構なんですけど、この1頭8,000円。いつだったか同僚議員がですね、一般質問で猟友会さんに対してね、少し、もう少し手厚いものということ、それから発端をしまして、上郡5町の関係者が、町の関係者が集まって、この1頭8,000円というふうになったと聞いておるんですが、それに間違いはないと思うんですが、それでですね、その実施時期が、私が聞き及んでいるところはこの4月の一日から来年3月31日まで寄支部、松田支部で65頭ずつ、合計130頭だよと。それに対して8,000円をお支払いしますということをお聞いておるんですが、それに間違いはないですか。4月1日からでいいんですか。

観光経済課係長 最初、当初はですね、中野委員のおっしゃるとおり4月1日からということで各町の事務方とちょっと話を、情報共有しながら進めたところではございますが、4月から6月は県の管理捕獲による鳥獣保護法の絡みが、JAの、農協のほうは事務局、協議会事務局というのがあるんですけども、そちらのほうで保護のための活動ということで、市町村の補助金とか県からの補助金をその協議会がもらって、その協議会から各、南足柄とか足柄上の猟友会にお金が流れているという実態がありまして。これはちょっと最近わかったことなんですけど、会計検査等の情報が逐一入ってきまして、県のお金とか協議会のお金とか、あと市町村単独のお金とか、そういったものが入ってくる時期に国庫をもらおうとダブルカウントになってしまって、それは何かちょっと、いろいろよろしくない。他県の会検の情報とかも、そういう指摘を受けたという経緯がございますので、理想としましてはそこを避けるために、安全にもらうために7月1日の特措法の期間、翌年3月31日までの期間の中で国庫を、1頭8,000円という金額をもらいに行ったほうが安全に、そういった検査にも引っかからず対処できるのではないかとということで、今、上郡の開成を除いた4町でちょっとそういう動きになってるところでございます。以上でございます。

中野委員 そうしますと、特措法に基づく駆除、7月1日から3月31日までのこれが対象であって、130頭ね。その前の4・5・6のJAのする駆除については対象ではないということですね。それはそれで結構です。それならば、もうきょうは3月の8日ですね。松田町の猟友会の会員の人は約30名おりますが、また、上郡は130名ほどおります。この方たちは多分、皆同じ条件になろうかと思うんですが、多分ね、皆さんの、先の説明のとおり、4月1日からいただけるものだと思い込んでるわけでございますね。それでもう1点ね、もう事ここに至ってですよ、じゃあ、その写真撮影だけでいいのか、イノシシとシカね。写真撮影、日付の入った。それだけでいいのか、両耳を持ってこいというのか、しっぽを持ってこいというのか、その証明のために。そういったことの話し合い並びに契約書の交わし合いもしてないということだそうですね。その辺のそこはどう考えてますか。もう事ここに至っておるんですよ。

観光経済課係長 今、その、今、中野委員のおっしゃった件につきまして、写真だけでいいの

か、両耳持ってくるのかということも今、上郡4町でいろいろ議論してるところでございます。早急にその方針を出さなきゃいけないということは御指摘のとおりなんです、それをちょっと今、決めてる段階でございますので、決定しましたらすぐ猟友会の皆さんに各支部へお伝えするというような形をとらせていただきますので、もう少しだけちょっとお時間いただければと思っております。以上でございます。

中 野 委 員 ぜひ、お願いしたいと思います。といいますのは、私は今、聞いたから私自身はわかってますけども、ほかの支部員は4月1日からの充当だと思っております。早急にですね、両支部長をお呼びしてね、その辺のところの説明をしないと後々のトラブルのもとになると思いますんで、その辺ところは早急にやってやってください。4月1日になる前にですね、課長が退職する前に責任を持って。

それともう1点。あ、いいです、いいです。もう1点ですね、ハンター育成事業300万円ですね。先ほどこれ、委託になってるわけですね。委託料ですね。これはどのような事業をやるのかと、300万円をかけてと言ったら、今、係長の話ですと、捕獲講習会の実施、これはわなのかけ方とか、そういったことを言っておられるのかと。あと、2点目として、討論会を、町と農業委員会、猟友会でやりますよと、開きますよと、それでハンターを募集、育成をしていくっていうんですが、300万要らないでしょう、それじゃあ。不用額ばかり出ちゃうんですよ、もう。だって、ハード事業なんて何にもないじゃないですか。その辺ところは。

参事兼観光経済課長 ありがとうございます。確かに300万というお金ですので、実際には体験もしていただきたいと考えてます。というのは、まだ猟友会のほうとこれから検討にはなるんですけども、山北では実際にもうやっているんですけども。ハンターになりたい、またこれ講習会を受けたところで実際にじゃあハンターというのはどのような形で動いてるんだと。希望のある方、年齢当然、一緒に山を歩ける方じゃないといけませんので、そこら辺で了解が得られれば、猟友会の了解が得られれば、そこら辺で、ハンターの方々にそれなりのお金をお支払いして、一緒に同行させてもらおうツアーか何か、ツアーと言っちゃ失礼なんですけれども、体

験をさせていただければなという、そこら辺も今回募集をかけ、一緒に講習会を受けた方々の中の希望者の方にはそこら辺もやっていきたいなと思ってます。

中 野 委 員 わかりました。猟友会と一緒に、ともに、山北でやってるっていうのは、山北がやってるわけじゃないですね。あれは県猟友会が山北の猟区を使って、20名ほど募集して、こないだやっただけでございます。ですから山北がやってるわけじゃないですけどね。それで、この委託料。これは松田町の猟友会に委託するんですか。それとも、株式会社何とか、環境何とかのお得意のあちらに行っちゃうんですか、その300万は。（「そうです」の声あり）そうしますよね、町長いらっしゃいませんけど、町長がせっかく取ってきたこれ、交付金ですよ。推進交付金とか何とかね。それを、せっかくいただいてきたのをまた外へ出してしまうと。これは決してよろしくない。松田町にせっかくもらったんだから、松田町に落とすべきだと、常々、町長はおっしゃってるわけですが、それに間違いはないですかね。

委 員 長 間違いありませんか。

観光経済課係長 間違いございません。以上でございます。

中 野 委 員 間違いないっていうのは、神奈川県の方に行っちゃうんじゃないで、松田町に落ちるってことね。そういうことね。

委 員 長 松田に落ちるんだね。

参事兼観光経済課長 それにつきましては、安池からも申しましたように地元で落とすような方法を考えていきたいというふうに、今の段階ですと猟友会さんのほうとまだ相談してございませんので、そこら辺の了解を得ながらそういう方法で進めていきたいというふうに考えております。

中 野 委 員 まずね、こうして予算組み編成をする前にね、当事者と話し合わないうちにこれ、勝手に予算編成してるんですよ、ここがちょっとおかしいな。挫折しますよ、このまんまいったら。それでね、時間がないからあれですけど、怒るからね、委員長がね、あんまり長くやるとね。もう1点ね、ハンター育成っていう、非常に大切なことですね。これから、ふえ続ける野生動物に対してもね、ハンターの育成、これはもうね、猟友会がやるしかないんですから。捕獲は。全国のね、多くの自治体の中では、じゃあだめなら、なり手がなけりゃ俺

たちがやろうよといって皆さんがね、ハンターのね、試験を受けて、とる自治体も一所懸命、いっぱいいるんですよ。あるんですよ。どうですか、山口課長。最後の置き土産で。お前取ってこいよ、お前取ってこいってやって、そのぐらいのことやってください。我々が指導しますよね。ぜひ、その辺ところ、お願いをして、これ以上はくどくど申しません。私の質問を終わります。ありがとうございます。

大 館 委 員 歳入のところでヤマビル対策費が、県の補助金ですね、3万5,000円計上されてますよね。それに対して歳出のところで何も出てない、どこにも出てないね。いつも、観光立町にするためにはヤマビル対策をやらなければ必ずマイナスになりますよっていう、口をすっぱくするほど言ってるのに何にも入ってないじゃないですか。どういうことなんですかそれは。

観光経済課係長 歳入の補助金3万5,000円の中身なんですが、95ページの真ん中辺の4の鳥獣防除対策事業の中の11番の需用費、その中の消耗品25万8,000円というのがあるんですが、その中の一部としましてヤマビルファイター忌避剤を30本購入することを考えております。全体的、10万5,000円ぐらいなので、その3分の1補助として3万5,000円というふうに積算させていただきました。以上でございます。

大 館 委 員 そのヤマビルファイターをね、何本。30本。それで対策になるんですか、あなた。山全体がヤマビルで覆われてるのに、それはもう対処療法以前の問題だな。だって、もっともう少しね、抜本的に本当に取り組んでいかないと大変なことになりますよ。ヤマビルファイターを買ったからって、何か取り組みについて、非常に疑問に感じます。申しわけないけど、松田町の行政そのものがそういう体質なのかなっていう、考えざるを得ないぐらい。この問題は、あんだけ何回も何回も、自分はミドスケですからしつこいですから何回も質問してますよね。そのたびに、どうすんだ、どうすんだって言ってるにもかかわらず、それで、そのヤマビルファイターがですね、30本でどんだけの効果があるか、お伺いする前に自分がわかってますから、あきれ返ってますけども。今、Yadoriki Healing Villageのね、ドッグランの改修をしてますよね。あの周りだってすごい勢いでいるんですよ。この前も話をしたけども、そのことについて

でもね、やっぱり真剣に本腰入れてやらなければ、いろいろHealing Villageの事業で450万だか400万円以上の収入があるようなね、予算計上されてますけども、それも危ぶまれます。必ずね。そういったことで、本当に取り組みについてね、もう少し真剣に考えてほしいなと思いますけども、今後どのような対策を、今言ったことに対してですね、考えられているか御答弁願います。

参事兼観光経済課長 ヤマビル対策は私も本当に考えてございます。考えているんですけども、今、委員がおっしゃられるように日本全国で対策がないのが実情なんです。それで、この前も、町長もおっしゃられましたけれども、研究機関にお願いしてると。抜本的な対策があればすぐにでもこれ、町として対策はしていきたいと思ってます。ですから県にもお願いし、当然、この前、副町長会でもそこら辺で練ってもらったという話もございます。一部、資料うちのほう、副町長を通じてもらってます。その中でも抜本的な対策がないのが今、現状なんです。ですから、国・県を初め、町村でそれが、焼き殺せばいいなんていったって全山焼き殺すわけにいきませんし、塩をまけとといったって全部、町内全域に塩をまくこともできません。ですから、その結果を早く出していただくように、私どもはやっていくと。当面の30本というのは、山に入る方、それとあとは一部これも猟友会の方々にもそれを御使用願いたいというふうに考えております。今後これは本当にうちのほうでも切羽詰まった問題ということは理解はしておるんですけども、現状がそういう状況ですので、今後も国・県に対しまして、そこら辺を強く要望していきたいというふうに考えております。

大 舘 委 員 この件はこの1回で終わりにしますけども、これから要望するんじゃなくて、既にね、以前にも話したけれども、津久井郡のほうではずっと以前からヤマビルがいて何の対策もしなかったからこっちまで来ちゃった事実があるわけですよ。ですからその時点で、この話が、ヤマビルがいるっていう話を聞いた時点で近隣の市町も含めてね、対策を練っていかなければいけないのに、もう本当にどうにもなんない時期になって対策するんだっていう、これから検討しますとか要望しますとかいう話じゃないと思うんで、これからはもっと先手を打つような形で対策しなければ。申しわけないけど、今、この松田山のほうには余りまだ見られないんだね。（「いるいる、いるいる」の声あり）いるけど。

間もなく、うちのほうと同じように。だから一回ね、担当の職員が、ヤマビルが実際にどんな形でいるのか現地視察してくださいよ。案内しますから。素足で来てくださいよ、ぜひ。ものすごいんだから。体験しないからわかんないんだよ。皆様方は体験しないからわかんないの。

委 員 長 いいですか。

大 館 委 員 それで、それは今、注意してるところで、幾らも言っても実行しないから注意してる。

それからね、今、中野委員も言いましたがハンターの育成についてね、また前回の業者に発注しましたよね。駆除の何とか会社に。それで同じように業者委託で全部ね、税金を納めてない法人にね、お金を払って、やってもらって成果は出たのか出ないのかわかりませんが、またこれについても、そういう業者委託。委託料っていうのは業者委託、恐らくこの捕獲の講習会、イベント等についてはするんじゃないの。だからそういうことのないようにね、実際に現場で、松田の猟友会も寄の猟友会も、現場で携わってる人たちのほうが、よっぽど現場を知ってるわけですよ。何でもっと、積極的にその2つの猟友会に協力してもらってですね、寄の猟友会も松田の猟友会もかなり税金を払っている人もいられるでしょうしね、そこへ金を落とすのが本筋じゃないんですか。地域の人たちを育てるという意味で。そういうことをやってくださいよ、ぜひよ。

委 員 長 わかりました。

大 館 委 員 わかりましたか。

委 員 長 よろしいですか。

大 館 委 員 返事がない。

委 員 長 わかりましたって。はい。

大 館 委 員 わかりましたって。

委 員 長 じゃあ、委員長の私から本当ちょこっと。私、一般質問でこの予算書に敬老祝い金、それと恐らくインフルエンザもそのまんまの金額になってると思うんですけど、ここの予算書になぜ入れてきたんだか教えていただきたいと思います。この間、よそのも出てて。

福 祉 課 長 12月議会の全協で、ある程度お話をさせていただいているかと思えますけれど、

平成29年度につきましては現行のまま実行させていただきたいという所存でございます。そういう形の部分で、理事者のほうから承ってる状態です。来年度中に検討させていただいた上で、その後、改正に努めていきたいというふうに思っております。

委員長 来年なら私もらえないからいいです、はい。ここでもらっちゃうと悪いと思
って。そうですか。

これはこれで締めさせていただいてよろしいですね。

(「はい」の声多数)

はい。それでは、ここで交代をさせていただきます。

あ、インフルエンザ1,500円でしょ。

子育て健康課長 1,500円に、上げます。こちらに載ってるのは委託料そのものなんですけど。

委員長 1,500円に上げるの。ちょっとその答えをして。

子育て健康課長 高齢者のインフルエンザにつきましては自己負担額を1,000円から1,500円に上
げるといふことで、こちらは委託料そのものが載ってるので自己負担金は明記さ
れてませんけれども。

委員長 はい、わかりました。

はい、それではここで暫時休憩して、交代させていただきます。どうも御苦
労さまでございます。次の課の者を呼んできていただきたいと思います。2時
から始めます。暫時休憩します。

(13時51分)